第183号

みどり 水土里ネット児島湾だより

令和５年６月１日　児島湾土地改良区　岡山市南区あけぼの町３番６号　☎(086)262-0175

水生植物刈取船「淡水」進水式の様子

電話番号のお知らせ（直通）

児島湾土地改良区	(086)２６３－５２４４(FAX)
総　務　課	(086)２６２－０１７５
	下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
	Eメール：kojimawan_main@chive.ocn.ne.jp
総務課会計係	(086)２６２－３９１９
	会計経理全般
維持管理課	(086)２６２－０１７６
	(086)２６２－０１８０(アナログ回線)
	維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)２６２－０３１０
	基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)
	藤田用水管理事業全般
農村整備課	(086)２６２－０１７７
	土地改良事業全般(工事関係)
堤防管理事務所	(086)２６７－３００２
	(086)２６７－３００１(FAX)
	児島湖水位調整等(操作室)

◇も　く　じ◇

通常総代会挨拶…… 2
通常総代会への祝辞…… 3
通常総代会開催…… 5
令和5年度賦課金・負担金について… 6
令和5年度一般会計予算 …… 7
令和5年度基幹水利施設管理事業会計予算… 7
令和5年度操作作業会計予算 …… 8
令和5年度土地改良事業計画 …… 8
事務局人事異動…… 9
新事務所完成予想図・位置図…… 9
ゴミの投棄をなくしましょう…… 10
児島湖清掃大作戦参加報告…… 10
小学校の学習見学について…… 11
特集記事（児島湾締切堤防について)… 12
組合員の皆様へお願い…… 15
転用等、地区除外に伴う決済金… 16

令和４年度 通常総代会　理事長挨拶

令和５年３月13日

理事長　宮　武　　博

令和４年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様には、ご多忙のところ、早朝よりご出席いただき、心よりお礼申し上げます。

また、皆様には各地域の組合員の代表として平素から格別のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本日の総代会は、新総代が就任されて初めての通常開催となります。第18期総代の皆さんが当選されて以来、コロナウイルス感染症への対応の為、お集まりいただくことなく書面での意思表示をお願いして参りました。今回もコロナウイルス感染症への懸念が消えたわけではないため書面での開催も検討しましたが、新事務所建設等重要な協議事項もあることから通常開催とさせていただきましたことを、ご理解下さいますようお願いいたします。

さて、コロナウイルス感染症は社会に様々な影響を及ぼし、人々の意識を大きく変えました。コロナ以前、海外からは安価な食品や商品が日本国内に大量に流れ込み、我々はそれによる豊かさを享受してきましたが、現在は世界規模での各種要因により、高水準のインフレが世界レベルで発生し我々の生活を直撃しています。今回の事態は、過度の海外依存の危険性を明らかにしました。政府関係者は是非、この教訓を農業政策に生かしてもらいたいと考えています。さらにコロナウイルスは、労働環境にも大きな影響を与え、テレワーク、リモートワークの活用が奨励され積極活用された結果、この働き方は社会に定着し今後も継続的に活用されると考えられています。ただ、児島湾土地改良区には、テレワーク、リモートワークで対応できる仕事はありません。例えば、児島湾締切堤防の樋門閘門操作などは365日、改良区職員が出勤し操作室で確認作業を行いながら操作を行うことが必須であります。

その児島湾締切堤防でありますが、現在、国による耐震化事業が行われており、令和４年度事業は21億８千２百万円の実施予算となっております。施工箇所は、堤防部分の潮止め工区が２カ所で計100メートル、福島工区は１カ所で25メートルにおいて二重鋼矢板の打設を行い、３月中旬までに完了する予定です。また、樋門部分では、第１号排水樋門の第２堰柱の基礎補強と堰柱本体の補強を実施し、こちらは令和５年６月頃に完了する予定です。

児島湾締切堤防は、塩害を防ぎ児島湖の水位を調整し、域内の利水、排水を容易にし県下有数の農業生産地を支えています。児島湾土地改良区としましても、農業生産性の向上の為、土地改良基盤整備事業を積極的に行っております。

今後も役職員一同、取り組んで参る所存でございます。

総代の皆様におかれましては、今後とも引き続き、ご支援ご協力のほどよろしくお願いします。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

祝　　辞

令和５年３月13日

岡　山　市　長
大　森　雅　夫

本日は児島湾土地改良区の令和４年度通常総代会が開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営をはじめ、管内土地改良事業の実施など、岡山市の農業振興に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴土地改良区が受益地とする岡山平野は、江戸時代初期の新田開発に始まり、現在では干拓により約２万ヘクタール以上の海が美田に生まれ変わった歴史ある地域であり、岡山県下でも有数の農業生産基地として、水稲を中心に全国ブランドの「備南千両なす」など地域の特性に応じた多彩な農産物が生産されております。

これまで、かんがい施設整備などの土地改良事業により整備された農業用水利施設等は、農業振興に必要不可欠な生産基盤であるとともに、内水氾濫の抑制や水資源のかん養、更には、生物多様性の保全などの多面的機能を有しており、豊かな暮らしを支える重要な役割を担っております。

近年の気候変動の影響による災害が頻発する中、農業用水利施設の長寿命化や防災・減災対策は喫緊の課題であり、市では、国、県、土地改良区と連携を図りながら、老朽化が進む農業用水利施設の更新等を進め、農村の維持・保全に努めているところです。

また、巨大地震への備えとして、「児島湾締切堤防」の耐震化を図る国営総合農地防災事業の早期完成に向けて、貴土地改良区と組織する同事業の推進協議会により、継続して事業推進を図っていきたいと考えております。

こうした取組をより実りあるものとするためには、先人たちが不断の努力で築き上げてきたものを、長年にわたり守り続けてこられた皆様のお力が欠かせません。

皆様方には、今後とも、岡山の農業のさらなる振興に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、児島湾土地改良区のさらなるご発展並びに皆様方のますますのご健勝･ご多幸を、心から祈念申し上げます。

祝　　辞

本日は、令和４年度児島湾土地改良区通常総代会のご盛会を心よりお慶び申し上げます。

ご列席の皆様には、土地改良事業はもとより農業農村の振興に向けてご尽力いただき感謝と敬意を表します。

私は、これまで全国各地の現場を視て、現場の声を国政に届け、政策の実現に取り組んで参りました。その結果、土地改良予算の確保や皆様からの要望が高い電気料金高騰対策など各種制度の創設・拡充については、一定の成果を収めることができました。

しかし、土地改良区を取り巻く状況は、施設の老朽化や自然災害の頻発・激甚化など依然として課題が山積しており、明るい未来を切り拓くため、「土地改良」、「農山漁村」、「食」は日本の命綱であるとの決意の下、現場主義、地域主義に徹し、国政の場で農業農村の振興・発展に全力を傾注して、政治活動に取り組んで参る所存です。

引き続き、皆様のご理解とご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、児島湾土地改良区の益々の発展を祈念しますとともに、本日お集まりの皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉とします。

令和５年３月13日

参議院議員　**進藤　金日子**

◇◇◇

◇令和４年度通常総代会の開催について

令和4年度通常総代会が、令和５年３月13日（月）午前9時から児島湾土地改良区４階大会議室において開催されました。前回の臨時総代会までは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面議決での採決が行われていましたが、今回は現総代が就任されて以来初めての通常開催となりました。

当日の議長には「三宅　修」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長 大森（おおもり） 雅夫（まさお）様、参議院議員 進藤（しんどう） 金日子（かねひこ）様、参議院議員 宮崎（みやざき） 雅夫（まさお）様からのメッセージを朗読しました。

続いて理事長からの提案趣旨説明の後、議案審議に入り提出された22議案が、賛成多数で原案どおり可決されました。提出議案は、次のとおりです。

Ⅰ　議　案

議案第１号　令和4年度藤田用水管理事業実施計画変更の専決処分の承認について
議案第２号　令和4年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
議案第３号　令和4年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の専決処分の承認について
議案第４号　令和4年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
議案第５号　令和4年度関係土地改良事業計画変更の議決について
議案第６号　令和4年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
議案第７号　令和4年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
議案第８号　令和4年度一般会計収支補正予算の議決について
議案第９号　令和4年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
議案第10号　令和4年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について
議案第11号　令和5年度関係土地改良事業計画の議決について
議案第12号　令和5年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について
議案第13号　令和5年度藤田用水管理事業実施計画の議決について
議案第14号　児島湾土地改良区事務所建設に関する議決について
議案第15号　児島湾土地改良区事務所建設に係る備荒基金等の取り崩しに関する議決について
議案第16号　令和5年度一般会計・特別会計収支予算の議決について
議案第17号　令和5年度役員報酬の議決について
議案第18号　令和5年度賦課金・負担金等徴収の議決について
議案第19号　令和5年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について
議案第20号　令和5年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算の議決について
議案第21号　令和5年度一時借入金の議決について
議案第22号　令和5年度歳計現金預入先の議決について

◇令和５年度賦課金・負担金について

令和５年度の賦課金・負担金・決済金の徴収については、次のとおりです。

◎　賦課金

①　一般賦課金単価

令和５年度児島湾土地改良区の賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収いたします。

◎　1,000㎡当たり　賦　課　金　　2,000円

◎　賦　課　基　準　賦課に当たっては、１㎡当たり２円を単位として賦課面積（令和５年４月１日現在）に乗算します。

内　　訳		
	一　般　経　常　費	1,830円
	堤防維持管理負担金	170円
	計	2,000円

（注）国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

②　藤田用水維持管理賦課金単価《藤田都六区地区》《藤田都・大曲地区》《藤田錦六区地区》《藤田錦地区》

令和５年度藤田用水維持管理賦課金は、1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして藤田都六区地区、藤田都・大曲地区及び中畦・曽根地区、藤田錦六区地区、藤田錦地区並びに東畦地区の受益農地から賦課徴収いたします。

◎　1,000㎡当たり　維持管理賦課金　　1,200円

◎　賦　課　基　準　賦課に当たっては、１㎡当たり１円20銭を単位として賦課面積（令和５年４月１日現在）に乗算します。
ただし、１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

③　徴収期日

令和５年７月31日（全期徴収）

④　徴収委託先

① 岡山市農業協同組合　② 岡山市浦安土地改良区　③ 中　国　銀　行
④ ト マ ト 銀 行　⑤ 理事・監事・総代

◎　農家負担軽減調整負担金（1,000万円）

令和５年度負担区分

覚書による自治体関係		
	岡　山　市	9,213千円
	玉　野　市	787千円
	計	10,000千円

◎　地区内農地の転用等による地区除外に伴う決済金単価

⑴地区内農地全区域	１㎡当たり	5.14円
⑵県営かんがい排水事業（パイプライン）実施地区		
藤田都六区地区の受益農地	１㎡当たり	15.38円
藤田都・大曲地区の受益農地（中畦・曽根の一部地域を含む）	１㎡当たり	25.06円
藤田錦六区地区の受益農地	１㎡当たり	28.77円
藤田錦地区の受益農地（東畦の一部地区を含む）	１㎡当たり	33.79円

◇令和５年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計　1,586,705千円

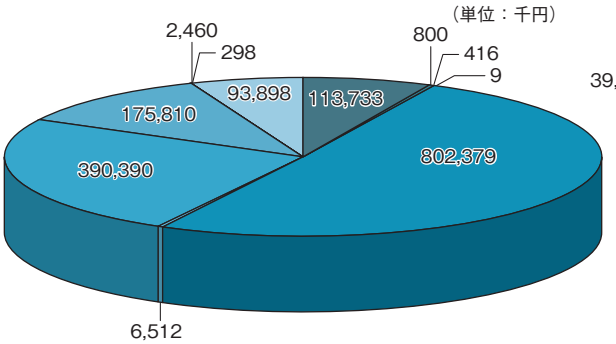

土地改良事業収入	113,733
附帯事業収入	800
基本財産運用収入	416
特定資産運用収入	9
補助金等収入	802,379
雑収入	6,512
借入金収入	390,390
基本財産取崩収入	175,810
特定資産取崩収入	2,460
他会計繰入金	298
繰越金	93,898

支出合計　1,586,705千円

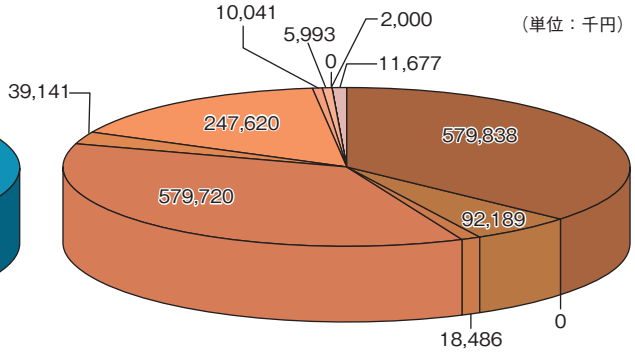

土地改良事業支出	579,838
附帯事業費支出	0
一般管理費支出	92,189
土地改良事業負担金支出	18,486
借入金返済支出	579,720
支払利息	39,141
固定資産取得支出	247,620
基本財産積立支出	10,041
特定資産積立支出	5,993
他会計繰出金	0
予備費	2,000
繰越金	11,677

※ 土地改良事業収入内・経常賦課金の内訳は以下のとおり

	（単位：円）
一般賦課金（1 ㎡当たり２円）	87,197,952
藤田地区維持管理賦課金（1 ㎡当たり 1.2 円）	16,134,091
計	103,332,043

◇令和５年度基幹水利施設管理事業特別会計収支予算

［収入］　（単位：千円）

科　目	金　額
業務受託料収入	122,606
雑　収　入	1
合　計	122,607

［支出］　（単位：千円）

科　目	基幹水利施設
点検整備費	1,308
施設管理費	34,481
施設費	1,573
調査費	325
諸油脂費	117
整備補修費	19,718
電力費	60,495
管理諸費等	2,166
租税公課	2,126
雑支出（一般会計へ）	298
合　計	122,607

◇令和５年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支予算

［収入］　（単位：千円）

科　目	金　額
作業受託収入	419,425
調査業務等受託料収入	550
受取利息	1
前年度繰越金	4,060
計	424,036

［支出］　（単位：千円）

科　目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	1,569	6,232			7,801
施設管理費	114,500	23,319			137,819
施設費	17,499	14,215	13,774		45,488
調査費	86				86
諸油脂費	157	672			829
整備補修費		108,930			108,930
電力費	5,530	92,150		2,450	100,130
租税公課				11,942	11,942
職員退職手当積立金支出	6,400				6,400
雑費				551	551
次年度繰越金				4,060	4,060
計	145,741	245,518	13,774	19,003	424,036

◇令和５年度土地改良事業計画について

令和５年度土地改良事業計画は、農地耕作条件改善事業、小規模土地改良事業、非補助土地改良事業の各事業を合計29地区、事業費53,000万円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農地耕作条件改善事業　〔３地区　10,400万円〕

地区名	北七区13条、北七区支線48号、北七区支線50号

◎水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）　〔４地区　18,200万円〕

地区名	西七区１号、西七区支線70号、西七区支線85号、北七区支線27号

◎小規模土地改良事業　〔２地区　2,400万円〕

地区名	西七区６号、北七区支線61号

◎非補助土地改良事業　〔19地区　21,700万円〕

地区名	錦西14樋門、錦六区横8樋門、六間桜川交差樋門、西七区3番2、西七区支線23号、西七区支線39号、西七区支線63号、西七区支線93号、西七区支線114号、西七区支線131号、西七区8号樋門、北七区支線14号、北七区支線22号、北七区支線68号、北七区支線76号、沖4番川樋門、宗津西町4番川、森崎丘2番川、川張潮廻し2号樋門

◎非補助土地改良事業（維持管理）　〔１地区　300万円〕

地区名	藤田用水維持管理R5

◇事務局人事異動

○採　用（令和５年４月１日付）

事務局長（嘱託）	大　杉　　誠（新採用）
次長　農村整備課担当	大　野　勝　敬（再任用）
総務課　賦課徴収係　書記補	田　外　雄　紀（新採用）

○昇　任（令和５年４月１日付）

農村整備課　課長	久　山　聡　弘
工事係長事務取扱	（農村整備課　課長補佐　工事係長事務取扱）
維持管理課　管理係　主任	岡　田　裕　斗（維持管理課　管理係　書記）
堤防管理事務所　管理係　主任	岡　崎　卓　弥（堤防管理事務所　管理係　書記）

○配置換（令和５年４月１日付）

総務課　課長 会計係長事務取扱	石　原　猛　裕（総務課　課長）
維持管理課　課長	岡　本　　満（維持管理課　課長　管理係長事務取扱）
維持管理課　課長補佐 管理係長事務取扱	佐　藤　秀　明（総務課　課長補佐　会計係長事務取扱）
総務課　庶務係　主任	森　　淳　一（維持管理課　管理係　主任）

○退　職（令和５年３月31日付）　中　西　弘　進（事務局長（嘱託））
（令和５年３月31日付）　大　野　勝　敬（次長農村整備課長事務取扱）

児島湾土地改良区・新事務所完成予想図・位置図

令和６年３月竣工予定

※ゴミの投棄をなくしましょう

＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

児島湖に流れついたゴミ状況 締切堤防

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。

きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきましょう。児島湾土地改良区からのお願いです。

児島湖流域清掃大作戦

開会挨拶をする宮武理事長

岡山県では、毎年９月～11月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、国・県・流域市町・民間団体等が一体となり、児島湖の環境保全活動を推進することとなっています。その行事の一環として、児島湖をはじめ流入河川等において、児島湖流域環境保全推進協議会会員並びに多くの県民、民間団体、学生、国･県･市町職員に参加を募り、「児島湖流域清掃大作戦」を実施しています。

今回は令和４年11月６日（日）に、児島湖流域関係市・町の会場で､児島湖流域環境保全推進協議会主催による｢令和４年度児島湖流域清掃大作戦」が実施されました。本土地改良区からも宮武理事長をはじめ職員が参加し、当日は晴天のなか清掃活動に励みました。

主催者側の報告によると今回は計８会場で総勢約2,059人の参加があり、空き缶、空き瓶、ペットボトル、発泡スチロール、木材等約9.55ｔのゴミが回収されました。

児島湖の水質は、児島湖流域下水道事業による下水道の普及向上、国営児島湖沿岸地区農地防災事業による湖底のヘドロの浚渫等により､ゆるやかに改善されてきています。

児島湾土地改良区としましても関係機関と連携し、組合員の皆様と力を合わせ児島湖の水質改善に努めるとともに、地域の歴史や水の大切さを若い世代に伝えていきたいと考えています。

清掃活動中の参加者

令和4年度 学習見学

～第二藤田小学校～

令和４年６月23日（木）、第二藤田小学校３年生49名と引率の先生方が、藤田三角地機場を訪れました。

当日は、藤田三角地機場内部を見学し、実際にポンプを稼働させての送水状況を見学しました。

その後、改良区職員より、干拓の概要とポンプや水路、樋門の役割などについて説明を行いました。

説明後の質疑応答では多くの質問がなされ、子供たちの関心の高さが感じられた有意義な時間となりました。

～浦安小学校～

令和４年10月26日（水）、浦安小学校４年生97名と引率の先生方が、締切堤防中央管理事務所を来訪しました。

児童の皆さんは３班に分かれて、管理事務所１階でパネルを見ながら管理事務所職員による干拓の歴史などの説明を受け、２階で堤防の概要をまとめたＤＶＤを視聴、３階操作室の見学と続き、最後は屋上に上がって堤防で仕切られた児島湖と児島湾を一望しました。当日は天気も良く、操作室から見える堤防と児島湾の景色、そして屋上で目の前一面に広がる眺めに、子供たちは声を上げて喜んでいました。

職員に対し積極的に質問をする子供たちも多く、楽しい見学となったようでした。

◎今後も、こういった学習見学活動を通して、子供たちに農業や干拓の歴史について、身近に感じてもらいたいと思います。

児島湾締切堤防について
（管理及び通行に関する協定書締結まで②）

前号では、児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結までの経過について掲載しました。今号も、下記表１「児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結」について続きを掲載します。

表１　児島湾締切堤防無料通行までの主な出来事

西　暦	年　代	主　な　出　来　事
1959年	昭和34年	児島湖交通産業株式会社創立
〃	〃	第１次無料開放運動（岡山市民運動）が起こる
1961年	昭和36年	児島湾締切堤防他目的使用協議会発足
〃	〃	締切堤防を有料道路として料金徴収開始
1962年	昭和37年	締切堤防竣工
1963年	昭和38年	第７区工事竣工
1964年	昭和39年	第２次無料開放運動（小串・甲浦地区一部住民による）起こる
〃	〃	締切堤防維持管理の監督行政について岡山行政監察局が勧告
〃	〃	農家総決起集会を開催し、無料開放デモを阻止
1965年	昭和40年	児島湖堤防利用株式会社設立
〃	〃	新会社による新交通料金での事業開始
1973年	昭和48年	児島湾締切堤防無料開放対策委員会発足
〃	〃	県議会で無料開放についての意見書採択決議提出
1974年	昭和49年	児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結
〃	〃	児島湾締切堤防の通行料廃止に伴い、無料通行開始

～臨時総代会での方向決議について～

昭和49年６月９日、昭和49年度第１回臨時総代会を開き、５月30日の県知事・児島湾土地改良区理事長とのトップ会談での知事案（農民負担を現状より増嵩しないこと）を大原則として、

◎基金３億円のうち岡山県・岡山市及び玉野市で２億円を負担し、国は残りの１億円に対して関連揚水機場29機場維持管理費全額国庫補助の方法により負担する

◎その基金の運用については「児島湾土地改良区賦課軽減基金規程」による。

以上が総代会で満場一致をもって議決され、無料化の大筋が合意に達しました。

～覚書に調印～

昭和49年６月９日第１回臨時総代会終了後、午後５時40分から岡山ロイヤルホテルにおいて、関係国会議員及び県議会議員、岡山市・児島湾土地改良区・中国四国農政局など関係者40数名列席のうえ、岡山県主催により児島湾締切堤防通行無料化促進懇談会が開かれました。国会議員代表・岡山県知事・岡山市長の挨拶が続き、欠席した玉野市長からは全権を委任する旨の発言が紹介されたのち、最後に浅越理事長が挨拶をしました。

「築堤から管理を引き受け、堤防の維持管理と他目的の任務を遂行して来て23年余り、今日まで育てあげた農民の財源を生み出す一人息子を、いさぎよく公益奉仕と福祉地域住民の為に捧げるような、感慨と悲愴感の交錯した気持ちだ」

としみじみと述べ、参会者の心を打ちました。

引き続き覚書に、岡山県知事・岡山市長・児島湾土地改良区理事長による署名調印が行われました。覚書の内容は以下のとおりです

覚　　書

児島湾締切堤防通行無料化の早期実現を期するため国、国会議員団及び児島湾土地改良区の三者が示した解決案をもとにして関係者が協議した結果、次の基本的事項について合意し、これに関する覚書を締結する。

１、児島湾締切堤防通行無料化に伴い岡山県が３分の１、岡山市及び玉野市が３分の１、合計３分の２を児島湾土地改良区の農民負担軽減の基金として児島湾土地改良区に交付する。
なお関連揚水施設の補助対象範囲の拡大について国の合意を得たうえ、国、県、市町村が当該施設の管理費を負担することによって農民負担を軽減することを確約する。

２、児島湾締切堤防は岡山県の管理とし、児島湖の利水については、従前通りこれを認め今後については岡山県と改良区が双方協議する。なお他目的使用に供する際には双方同意のうえ処理する。

以上の覚書に署名調印がなされたことにより、岡山県・岡山市・児島湾土地改良区の３者による２項目の合意が正式にみられました。無料開放前進の一歩について、画期的な行事がとりおこなわれたのでした。

～浅越理事長の決意表明～

調印を終えた後、浅越理事長は決意表明と感慨を、次のように述べました。（以下、一部を抜粋しています）

「今回のこの覚書を緒にして、まだまだ残された幾多の諸問題に取り組んで、最終の農林大臣と改良区理事長との間に正式な協定の解約が必要であり、これに納得と了承のいく適正な処理が取られ一日も早く無料化が実現することを望むものであります。

23年間の5,000農民のよりどころであった先の声明書の意義を十分ご推察いただき、歴史の上に信頼をおける農政として将来我々が協力できるように、この堤防管理移行が歴史の１頁を錦をもって飾ることのできるよう、ここに基本事項の調印にのぞんでの農民代表者としての感慨を申し上げます。」

図１　懇談会にて挨拶する浅越理事長

次回もひき続き、児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結までの流れについて掲載する予定です。

参考文献：児島湖発達史　児島湾土地改良区保管写真

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第43条）

・相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

※ご注意ください　滞納賦課金は新しい組合員が負担

◆農地の異動・売買・相続について

農地の異動・売買・相続を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買・相続を行うようご注意ください。（土地改良法第42条第１項）

滞納賦課金 → 異動・売買・相続 → 新しい組合員が滞納賦課金支払い義務が発生

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関はＪＡ岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年７月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係　TEL０８６－２６２－０１７５へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第４２条第２項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和５年度の決済金等は下記のとおりです。

令和５年度

区　域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	１㎡当たり **5.14円**	１㎡あたり **10円**	１筆あたり **1,500円**

区　域	決済金	区　域	決済金	区　域	決済金	区　域	決済金
藤　田 都六区	1㎡あたり パイプライン **15.38円**	藤　田 都・大曲	1㎡あたり パイプライン **25.06円**	藤　田 錦六区	1㎡あたり パイプライン **28.77円**	藤　田 錦	1㎡あたり パイプライン **33.79円**

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曽根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※　市街化区域及び200㎡未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収･寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合われ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★　この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

（TEL086-262-0175）